

岩手県告示第607号

岩手県と宮城県の境界に係る道路の管理の方法及び管理の費用の分担に関する協定書の一部を変更する協定が成立したので、道路法（昭和27年法律第180号）第19条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年9月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更協定書

宮城県（以下「甲」という。）と岩手県（以下「乙」という。）は、昭和36年6月1日に締結した境界地の道路の管理に関する協定書について、次のとおり変更する協定を締結する。

第1条の表中「岩手県東磐井郡藤沢町」を「岩手県一関市藤沢町」に、「宮城県本吉郡本吉町」を「宮城県気仙沼市本吉町」に改める。

附 則

この協定は、平成23年9月26日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年9月21日

甲 宮城県

代表者 宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙 岩手県

代表者 岩手県知事 達 増 拓 也